

「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」の一部改定 及び「営業類似行為（所謂「白バス行為」）」防止に向けたご協力のお願いについて

平成24年6月29日に策定した「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」につきましては、安全性を重視した貸切バスを選定・利用していただくため、各所においてご活用いただいているところです。

今般、国土交通省では、平成25年4月に策定した「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」に基づき、平成26年4月1日より、貸切バス事業のビジネス環境の適正化・改善を図る一環として、安全コストが運賃・料金に反映される新たな貸切バス運賃・料金制度に移行したことに伴い、当該ガイドラインの一部を以下のとおり改定いたしましたので、その趣旨をご理解いただくとともに、安全性を重視した貸切バスの選定・利用にあたってご活用いただければ幸いです。

また、道路運送法に基づく「貸切バス事業」の許可を受けていない者による「営業類似行為（所謂「白バス行為」）」は、法令違反となるばかりか安全・安心を担保することができませんので、利用されることのないようお願いいたします。

「営業類似行為（所謂「白バス行為」）」の類型につきましては、以下の参考資料をご参照下さい。

【参考資料】

- [「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」（改定）](#)
- [「営業類似行為（所謂「白バス行為」）」の類型（PDF）](#)

【問い合わせ先】

東北運輸局宮城運輸支局 輸送・監査部門 早川、渋谷(ｼﾌﾞﾀ=)
電話：022-235-2517（音声ガイダンスで[3]をプッシュしてください）